

介護予防のための 生活機能評価を受診しましょう

生活機能評価とは、年齢とともに現れる心身の衰えをチェックし、早期に対応して介護や支援が必要となる状態を回避するための検査です。いつまでも元気に生活するために、介護予防に取り組みましょう。

☎ 高齢障害課高齢福祉係 (☎ 82-1171)

65 歳以上の方が対象です

※介護保険の要介護・要支援の認定を受けている人は除きます。

● 社会保険等加入者(協会けんぽ・健康保険組合・共済組合など) や生活保護受給者

◇実施期間 2月1日(月)～3月31日(水)

◇受診方法

- ①受診を希望する人には生活機能評価報告書(写真:下)を送付します。高齢障害課(☎ 82-1171)にご連絡ください。
- ②市内の医療機関に受診を申し込んでください。
- ③生活機能評価報告書と保険証を持参し、受診してください。受診は無料です。

病院に行く前に記入しましょう!

生活機能評価報告書の基本チェックリストに名前などを記入し、25項目の質問に「はい」か「いいえ」で答えてください。



※左側だけ記入してください。

● 国民健康保険加入者・後期高齢者医療加入者

昨年6月から実施している健康診査(特定健診や後期高齢者健康診査)と同時に実施しています。健康診査をまだ受診していない人は、お問い合わせください。

☎ 国保年金課 特定健診係 (☎ 82-1189)

生活機能評価の流れ

～①と②は全員が受診します～

①基本チェックリスト

生活機能評価報告書に記載された25項目の質問に答えます。

②生活機能チェック

問診・診察・身体測定・血圧測定など

③生活機能検査

【対象】①と②の結果、生活機能低下の恐れがある人

【内容】血液検査・心電図など

④介護予防事業

【対象】③の結果、生活機能の低下(運動機能や口腔機能の低下、低栄養状態など)が認められる人で、参加を希望する人

【内容】運動器の機能向上や栄養改善など